

**医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6  
(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲げる手術件数**

区分分類		手術数
<b>区分1に分類される手術数</b>		<b>491</b>
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	12
イ	黄斑下手術等	165
ウ	鼓室形成手術等	8
エ	肺悪性腫瘍手術等	95
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	211
<b>区分2に分類される手術数</b>		<b>122</b>
ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	50
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
エ	尿道形成手術等	4
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	49
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	15
<b>区分3に分類される手術数</b>		<b>8</b>
ア	上顎骨形成術	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	5
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	3
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
<b>区分4に分類される手術数</b>		<b>1,051</b>
<b>その他の区分に分類される手術数</b>		<b>774</b>
人工関節置換術		207
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		96
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを 含む)及び体外循環を要する手術		123
経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞)		50
経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症)		32
経皮的冠動脈形成術(その他)		121
経皮的冠動脈粥腫切除術		9
経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞)		39
経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症)		21
経皮的冠動脈ステント留置術(その他)		76